

学位論文審査基準

〔健康科学研究科 医療福祉学専攻（修士課程）〕

健康科学研究科 医療福祉学専攻(修士課程)において、学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

〔審査基準〕

1. 研究テーマの設定

当専攻における専門領域に関する特定のテーマについての研究論文であり、研究テーマ・課題の設定が適切であること。

2. 研究方法の妥当性

研究テーマを探究するための研究方法が妥当であること。

3. 考察および結論の妥当性と意義

- ・ 先行研究をふまえ、論文構成・論文の記述(本文、図表、引用など)が十分かつ適切であること。
- ・ 研究目的、分析、結果、考察のプロセスにおける論旨が明確かつ一貫しており、論理的に明確な結論が導かれているとともに研究成果が社会福祉の実現に寄与するものであること。

4. 研究倫理

研究倫理が遵守されていること。

〔審査委員の体制〕

審査委員は、主査(指導教員)1名および副査2名による3名で構成され、研究科委員会にて選出された者とする。審査の必要に応じて、審査委員に研究科内の他専攻の教授または准教授を委員に充てることができる。

〔審査方法および審査項目〕

(審査方法)

「修士論文発表会Ⅰ」「修士論文発表会Ⅱ」「修士論文発表会Ⅲ」「修士論文公聴会」を経て提出された修士論文を対象として、口頭試問にて論文審査を行う。なお、「修士論文発表会Ⅰ」「修士論文発表会Ⅱ」「修士論文発表会Ⅲ」「修士論文公聴会」は公開することとする。

(審査項目)

ディプロマ・ポリシー及び上記「論文審査基準」にもとづき口頭試問及び論文審査を行う。なお、口頭試問は、主査1名及び副査2名の3名で行う。